



令和7年1月22日14時00分
近畿地方整備局

一級建築士の懲戒処分について

近畿地方整備局は、一級建築士に対し建築士法第10条の規定により、別紙のとおり戒告処分(令和7年1月14日付け)を行いましたので、公表します。

詳細は別紙をご覧ください。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建築安全課 課長 岩瀬 基彦(いわせ もとひこ)
課長補佐 秦 建造(はた けんぞう)

TEL:06-6942-1141(代表) FAX:06-4790-6937

一級建築士の懲戒処分について

1 宮地 正一（登録番号第 188275 号）

① 処分をした年月日

令和7年1月14日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

大阪府内の建築物(1物件)について、一級建築士事務所エムアーキテクト(兵庫県知事登録01A04647)の業務に関し、代理者及び工事監理者として、建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条第1項において準用する第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。